

農園芸作物の生産販売力強化支援事業

これまでの「花と緑の競争力強化支援事業」にかわり、今年度より「農園芸作物の生産販売力強化支援事業」を実施します。

本事業では、花き・植木以外の農園芸作物も対象に、共撰共販を始め、生産、輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同又は協力して行っている地域や団体に対して、生産販売力の強化のための新たな取組を支援します。

事業概要

事業実施主体

対象外 個人

都内の農園芸作物の生産者団体及び区市町村

(野菜・果樹・花き・植木などの園芸作物のほか米や茶など。畜産物を除く。)

1 都内の生産者団体

都内の生産者で構成される、農業協同組合またはその連合会、農業協同組合の生産者部会

2 都内生産者グループ

都内の農園芸の生産者3戸以上で構成される、次の要件を全て満たす任意グループ。

- (1) 構成する生産者の3戸以上が、「認定農業者」あるいは「認定新規就農者」であること。
- (2) グループの代表者が「認定農業者」あるいは「認定新規就農者」であること。
- (3) 規約等に基づいて会計事務等を滞りなく実施できること。

3 区市町村

4 その他、東京都が特に認める団体・グループ

補助対象

補助対象外 施設整備等ハード事業、税抜単価10万円以上の物品 等

○生産者団体や区市町村が行う生産・出荷・販売力を強化するための新たな取組

○取組例：新たな需要創出、生産物・加工品等の新たな販売PR、地域での利用促進、環境に配慮した生産物の販促、販売対策に応じた生産環境の改善等
※本事業で購入した種苗からの収穫物の試験販売ができます(条件あり)

補助率等

○補助率：1/2以内(山村・離島地域は2/3以内)

○1事業実施主体当たり補助対象経費：

300千円～2,000千円

○1事業実施主体当たり補助金：

150千円～1,000千円(山村・離島地域は200千円～1,333千円)



事業活用の一例

事業の流れ

○事前に下記問合せ先にお問合せください。

○提出された事業計画書について、農業改良普及センターを始めとする都の関係部署の意見を参考にして補助の可否を判断します。

○補助金交付決定後に事業を実施することができます。

○取組は3月31日までに完了してください。実績報告提出後に補助金をお支払いします。

【事業に関する問合せ先】

東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 園芸緑化担当

TEL: 03(5000)7190